

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月、同年7月及び7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月  
② 平成6年7月  
③ 平成7年8月

私は、会社に入社した平成8年の春頃、私の母親から、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付するように勧められ、国民年金の加入手続を区役所で行った。加入手続後、遡って納付することができる期間の保険料を、母親が納付書により毎月納付してくれていた。

母親が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年の春頃、申立人の母親の勧めにより国民年金の加入手続を行い、遡って納付することができる期間の国民年金保険料を母親が納付書により毎月納付してくれていたと述べているところ、申立人が提出した申立期間②及び③を除く6年6月から8年3月までの期間の「国民年金保険料納付書・領収証書」（以下「納付書・領収証書」という。）は全て1か月ごとのものであり、これら納付書・領収証書に記載された発行年月日を見ると、いずれも8年5月22日に発行されたことが確認できることから、同日時点で時効にかからない申立期間①、②及び③に対してもそれぞれの過年度納付書が発行されたと考えても不自然ではなく、申立人の主張のとおり申立期間①、②及び③の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立期間②及び③の前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該

期間前後の納付書・領収証書によると、当該期間前後の各月の保険料は、それぞれの納付書・領収証書に記載された納付期限内に毎月過年度納付されていることが確認できる上、当該期間の保険料を申立人の母親が納付できなかったとする特段の事情もうかがえないことから、当該期間についても前後の期間と同様に保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間①、②及び③は、それぞれ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年9月24日から19年3月1日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年12月18日、16年12月21日及び17年12月20日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月24日から19年4月1日まで  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月20日

A社に勤務していた時の標準報酬月額が、実際の報酬より、かなり低い金額となっており、賞与の記録も無い。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違及び標準賞与額記録の欠落について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申

立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年9月から19年2月までに係る標準報酬月額及び申立期間②から④までに係る標準賞与額については、申立人が所持している給料明細書及び賞与明細書において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉及び〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成19年3月の標準報酬月額について、給料明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成15年9月から19年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が15年9月から19年2月までの長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ、事業主が申立人に係る申立期間②から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 15 年 9 月から同年 11 月まで	36 万円
平成 15 年 12 月から 16 年 3 月まで	41 万円
平成 16 年 4 月	47 万円
平成 16 年 5 月から 17 年 4 月まで	41 万円
平成 17 年 5 月	44 万円
平成 17 年 6 月	41 万円
平成 17 年 7 月	38 万円
平成 17 年 8 月から同年 10 月まで	41 万円
平成 17 年 11 月	44 万円
平成 17 年 12 月	41 万円
平成 18 年 1 月	47 万円
平成 18 年 2 月	41 万円
平成 18 年 3 月	44 万円
平成 18 年 4 月	47 万円
平成 18 年 5 月	38 万円
平成 18 年 6 月及び同年 7 月	41 万円
平成 18 年 8 月	47 万円
平成 18 年 9 月及び同年 10 月	41 万円
平成 18 年 11 月	44 万円
平成 18 年 12 月から 19 年 2 月まで	38 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 15 年 12 月 18 日	5 万円
平成 16 年 12 月 21 日	15 万円
平成 17 年 12 月 20 日	10 万円

## 関東神奈川厚生年金 事案 9015

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は24万6,000円、同年12月12日は27万8,000円、16年7月6日は24万1,000円、同年12月7日は25万6,000円、17年7月12日は25万8,000円、同年12月8日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月6日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年7月12日  
⑥ 平成17年12月8日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金取引履歴明細表並びにA社の回答により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は 24 万 6,000 円、申立期間②は 27 万 8,000 円、申立期間③は 24 万 1,000 円、申立期間④は 25 万 6,000 円、申立期間⑤は 25 万 8,000 円、申立期間⑥は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年9月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和35年4月1日に入社し、45年6月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

異動日は忘れたが、申立期間は、A社C支店から同社D支店開設準備のため同社E部に異動した時期に当たる。

証明できる資料は所持していないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に同社C支店から同社E部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、A社C支店に係る申立期間の直前の被保険者期間について脱退手当金を受給しており、既に被保険者期間ではなくなっていることから、申立人の当該事業所に係る資格取得日を昭和40年9月1日に、資格喪失日を同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店におけ

る昭和 40 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社において昭和43年10月31日に被保険者資格を喪失し、グループ会社であるB社で同年11月1日に被保険者資格を取得している同僚が多数確認できるところ、これらの同僚は申立期間前後において勤務形態等の変更は無かった旨述べている。

さらに、上記同僚の中には申立期間に係る給与明細書を所持している者が存在するところ、当該給与明細書により、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、3万円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月8日は10万8,000円、18年7月7日は9万円、同年12月18日は10万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日  
② 平成18年7月7日  
③ 平成18年12月18日

私は、A社に勤務しており、申立期間に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する金融機関の預金通帳及び申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、申立期間①は10万8,000円、申立期間②は9万円、申立期間③は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9019

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日及び18年8月11日いずれも45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成18年8月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。

賞与は支払われていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも45万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年11月25日から33年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和40年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月25日から33年1月1日まで  
② 昭和40年10月31日から同年11月1日まで

夫は、昭和32年3月から平成11年1月までA社に継続して勤務していたが、同社B店から同社D店（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）に転勤した際の申立期間①及び同社C店から同社E店に転勤した際の申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る雇用保険の記録及び複数の元従業員証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B店から同社D店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年1月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B店において引き続き有すべきものである。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和32年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人のA社に係る雇用保険の記録及び複数の元従業員証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C店から同社E店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に昭和40年中にA社他店から同社E店に異動した複数の元従業員に係る厚生年金保険被保険者記録及び複数の元従業員証言から、同年11月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C店における昭和40年9月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いたので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者が提出した申立期間の賞与に係る資料には、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されている。

また、申立人と同様に、上記の資料に記載されている複数の同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する賞与明細書に記載されている金額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の資料に記載されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成19年6月19日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る個別賃金台帳及び回答書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び回答書において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②を150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9024

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 15 日

A社から平成 17 年 3 月の期末賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に 20 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていなかったと回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9025

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格の取得日に係る記録を昭和34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年7月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、同社C工場から同社B支店に転勤となった時期である。同社には継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年7月1日に同社C工場から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料を保管しておらず不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、平成13年11月1日から18年6月15日まで、A社に勤務していた。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB健康保険組合が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び申立人が所持している預金通帳の記録から、申立人は、申立期間において、賞与が支給されていたことが確認できる。

また、上記の標準賞与決定通知書により確認できる賞与支給額から、預金通帳により確認できる賞与振込額を控除した金額は、賞与支給額に見合う所得税及び社会保険料等の金額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書及び預金通帳の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間当時は届出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を行ったと述べていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年12月まで

私は、会社を退職した後の昭和47年2月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月集金人に納付していたが、納付金額についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和47年2月頃に行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、48年10月ないし同年11月頃と推認されることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を、毎月集金人に納付していたと述べているが、i) 申立人が当該期間に居住していた市では、3か月ごとの収納であったこと、ii) 申立人の推認される国民年金の加入手続時点において、当該期間のうち、過半の期間の保険料については、過年度納付により納付することが可能であるが、制度上、集金人に過年度納付することはできないこと、iii) 申立人は、納付金額について記憶が無いことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 38 年\*月頃に、住み込みで働いていた勤務先に来ていた集金人に勧められたこともあり、勤務先で国民年金の加入手続を行った。加入した際に発行された国民年金手帳は、転居して手続に行った際に市役所で回収された。

申立期間の国民年金保険料については、私単独で、又は夫と一緒に、勤務先に来ていた集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。保険料月額は、当初 100 円ぐらいであり、その後少しずつ引き上げられていったという記憶があるが、納付頻度については憶<sup>おぼ</sup>えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年\*月頃に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、42 年 8 月頃と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているが、申立人の推認される加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月から 40 年 6 月までの期間の保険料は時効により納付することができず、同年 7 月から 42 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるものの、集金人に過年度の保険料を納付することはできない上、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したことは無いと述べている。

さらに、推認される加入手続時点において、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるものの、申立人の特殊台帳において、昭和 42 年度の摘要欄に納付書発行の記載が確認でき、当該期間の保険料は現年度納付されていなかったために、過年度納付書が発行されたと推察されることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 37 年\*月頃に、住み込みで働いていた勤務先に来ていた集金人に勧められたこともあり、勤務先で国民年金の加入手続を行った。加入した際に発行された国民年金手帳は、転居して手続に行った際に市役所で回収された。

申立期間の国民年金保険料については、私単独で、又は妻と一緒に、勤務先に来ていた集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。保険料月額は、当初 100 円ぐらいであり、その後少しずつ引き上げられていったという記憶があるが、納付頻度については憶<sup>おぼ</sup>えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 37 年\*月頃に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、42 年 8 月頃と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているが、申立人の推認される加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 40 年 6 月までの期間の保険料は時効により納付することができず、同年 7 月から 42 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるものの、集金人に過年度の保険料を納付することはできない上、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したことは無いと述べている。

さらに、推認される加入手続時点において、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるものの、申立人の特殊台帳において、昭和 42 年度の摘要欄に納付書発行の記載が確認でき、当該期間の保険料は現年度納付されていなかったために、過年度納付書が発行されたと推察されることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年11月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和44年\*月頃に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、母親が自身の分と私の分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和46年1月ないし同年2月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、母親が自身の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、母親については、昭和40年1月から45年3月までの保険料は第2回特例納付により納付され、同年4月から46年3月までの保険料は現年度納付されていることが母親の特殊台帳及びA市の母親の国民年金被保険者名簿により確認できるが、申立人については、第2回特例納付等により保険料が納付された形跡は確認できない。

加えて、申立人が、その主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある

が、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から53年3月まで

私が20歳になった昭和44年\*月に、父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、当時父親が経営するA店に毎月来ていた集金人に、父親が自身と母親と私の3人分を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行っていたとする父親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、昭和44年\*月に父親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、i) 申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、54年2月と推認できること、ii) 申立人が所持している年金手帳は、その表紙の色から49年11月以降に発行されたものであることが確認できる上、申立人はそれ以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、父親が毎月集金人に父、母及び申立人の3人分を納付していたと述べているが、申立期間当時、申立人が居住していた市における集金人による保険料の徴収については、当該期間の始期から昭和45年9月までは3か月ごと、同年10月から61年3月までは2か月ごとに行われていたことが当該市の資料より確認できることから、申立人の主張と一致しないほか、前述の推認される加入手続時点

は、第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）であることから、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であるが、制度上、集金人に過年度の保険料は納付できない上、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は無い。

加えて、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 46 年\*月に両親から国民年金の加入を勧められたことを契機に国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、私名義の預金口座から引き落としにより納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 46 年\*月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) 申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、53 年 7 月頃と推認されること、ii) 申立人が居住していた市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の補記欄には、「20 歳到達加入 53.7.20 受付」との記載が確認できること、iii) 申立人は、これまで交付された年金手帳は現在所持しているオレンジ色の年金手帳のみであると述べており、当該年金手帳はその表紙の色から 49 年 11 月以降に発行されたものであることが確認できることから、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人名義の預金口座から引き落としにより納付していたと主張しているが、申立人が当該期間当時居住していた市の資料によると、口座振替による保険料の納付が可能になったのは平成元年 4 月以降であることが確認できることから、申立人の主張とは一致せず、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、前述の推認される加入手続時点において、過年度納付及び第 3 回特例納付により納付することが可能であるも

のの、申立人の特殊台帳及びオンライン記録において、これら納付を行った形跡は確認できない上、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から前述の推認される加入手続時期までを通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9027 (事案 291 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 6 月 30 日から 59 年 5 月 8 日まで

前回の申立てにおいて、A社及びB社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないとして、年金記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正は不要とのことであった。

今回、上司から話を聞き、私が、A社に勤務していたのは、昭和 46 年 8 月 1 日から 54 年 3 月 1 日までであったことが新たに分かった。

申立期間②は、前回、昭和 51 年 3 月頃からB社に勤務しており、同社に勤務していた前半が被保険者となっていない旨申し立てたが、社員旅行の写真から、同社に 59 年 5 月 7 日まで勤務しており、資格喪失日が間違えていることが新たに分かった。

再度調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間のうち昭和 46 年 8 月頃から 51 年 3 月頃までの期間に係る申立てについては、A社は、50 年 5 月 15 日に設立され、54 年 6 月 1 日に厚生年金保険に新規適用となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、同社は既に解散しており当時の関係資料が入手できないこと、申立人が同僚として名前を挙げた者は連絡先が不明であり照会できないこと、及び雇用保険の加入記録が確認できないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成 20 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が新たに名前を挙げた当時の上司の供述から、申立人が申立期間①においてD社E事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の上司は、申立期間①においてA社が社会保険の適用事業所となっていなかったと当時事業主から聞いた旨を述べており、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがえる供述がないことから、当該上司の供述は年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社の被保険者資格喪失日が昭和58年6月30日となっているが、59年5月7日まで勤務していた旨述べている。

しかしながら、B社は、申立人の勤務期間は昭和54年3月2日から58年6月29日までの期間であり、申立期間②に申立人は勤務していない旨回答している上、申立人の雇用保険の被保険者記録とオンライン記録は一致している。

また、申立人からB社の社員旅行の写真が5枚提出されているが、その撮影日は、いずれも申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間内であり、申立期間②における勤務実態は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち昭和58年7月1日から同年11月10日までの期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者となっている。

加えて、申立期間②にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の被保険者に照会しても、申立人が当該期間において同社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9028

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与支給明細書は所持していないが、賞与は支払われていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る平成 15 年の個人別賃金台帳には、申立期間の賞与に係る記載が無い上、同社は、「申立人の申立期間に係る賞与を支給していない。」と回答している。

また、B社が加入するC健康保険組合が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届には、当該賞与額は0円と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9029

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与は支払われており、金額は約 70 万円だったという記憶があるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る平成 15 年の個人別賃金台帳には、申立期間の賞与に係る記載が無い上、同社は、「申立人の申立期間に係る賞与を支給していない。」と回答している。

また、B社が加入するC健康保険組合が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届には、当該賞与額は0円と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9030

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月から同年 6 月まで  
A社に昭和 30 年 1 月から同年 6 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務していたと述べている。

しかしながら、申立期間においてA社の被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。